

## 京都大学吉田地区産官学連携推進拠点施設規程

(平成24年3月6日総長裁定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、京都大学吉田地区産官学連携推進拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 拠点施設は、京都大学（以下「本学」という。）における産官学連携活動の吉田地区の推進拠点として、本学における研究教育及び高度の専門的職業能力を持つ創造的人材の育成並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

### (施設)

第3条 拠点施設に、実験室、研究室その他の施設を置き、原則として、起業支援教育並びに共同研究及び技術移転等に係る産官学連携推進の場として活用する。

### (統括管理者)

第4条 拠点施設に統括管理者を置き、産官学連携本部長をもって充てる。

### (開館日)

第5条 拠点施設は、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日開館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月3日まで

(4) 6月18日（創立記念日）

2 前項の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することがある。

### (開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めたときは、その時間を延長又は短縮することがある。

### (施設の使用)

第7条 第3条の実験室及び研究室は、次の各号に掲げる6月以上の事業に使用できるものとする。

(1) 本学の教職員が研究代表者として実施する産官学連携等によるプロジェクト研究等の事業

(2) その他統括管理者が適当と認める事業

2 前項の施設の使用期間は、当該プロジェクト研究等の事業期間の範囲内とする。

ただし、統括管理者が特に必要と認めた場合は延長することができる。

3 申請者は、前項ただし書に規定する使用期間の延長をする場合は、使用期間満了日の2月前までに所定の申請書を、統括管理者に提出しなければならない。

### (使用申請)

第8条 第3条の施設を使用する場合は、統括管理者の定める使用開始可能日の2月前までに、所定の申請書を統括管理者に提出して、許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
    - (1) 本学の教職員
    - (2) その他統括管理者が適當と認める者
  - 3 前項第2号に掲げる者の申請に際しては、本学の教職員の紹介を要する。
  - 4 統括管理者は、第1項の許可に際し必要と認めるときは、当該使用について必要な条件を付すものとする。
  - 5 第1項の許可を受けた者は、当該施設の使用に関し責任者（以下「使用責任者」という。）となる。
  - 6 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用期間を変更し、又は使用を取り止める場合は、速やかに統括管理者に申し出て、その許可を受けなければならぬ。
  - 7 使用責任者が本学の教職員以外の者である場合において、当該使用責任者がこの規程に従わない場合は、第3項の規定により紹介をした教職員は、当該使用責任者に連絡若しくは必要な指導を行い、又はその責務を代行しなければならない。
- （使用許可）
- 第9条 統括管理者は、前条の使用申請に係る許可又は不許可について、第17条に定める運営委員会の議を経て決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- （使用責任者の責務）
- 第10条 使用責任者は、当該施設の使用に関し、この規程及び統括管理者が別に定める施設使用上の諸規定並びに次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に使用しなければならない。
- (1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること。
  - (2) 使用を許可された目的以外に使用しないこと。
  - (3) 使用を許可された施設及びその設備、備品等を他の者に一部又は全部転貸しないこと。
  - (4) 使用を許可された施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は原状を変更しないこと。ただし、統括管理者が許可する場合を除く。
  - (5) その他統括管理者が指示する事項
- （使用許可の取消等）
- 第11条 統括管理者は、次の各号の一に該当する場合、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
- (1) 使用責任者がこの規程に違反し、又は違反するおそれがあると統括管理者が認めるとき。
  - (2) 使用責任者が、使用申請書に虚偽の記載をしたとき。
  - (3) 本学において、管理上の事由が生じたとき。
- 2 前項第1号及び第2号により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。
- （施設使用料）
- 第12条 使用責任者は、本学の指定する方法により、施設使用料を納付しなければならない。

- 2 施設使用料の額は、別表に定める額とする。
- 3 一旦納付された施設使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は変更した場合は、施設使用料の全部又は一部を返還する。

(原状回復)

第13条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第11条第1項の規定により使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、統括管理者が特に認めたときは、この限りではない。

- 2 使用責任者が原状回復の義務を履行しないときは、統括管理者は、使用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用責任者は、統括管理者に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第14条 使用責任者は、本人又は当該使用に係る関係者がその責に帰すべき事由により拠点施設の施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(随時立入)

第15条 統括管理者又はその命を受けて拠点施設の管理事務を行う者は、その管理上の必要があるときは、使用の如何にかかわらず、拠点施設の施設に随時立ち入ることができる。

(禁止行為)

第16条 拠点施設及びその敷地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図画等を掲示すること。
- (2) 立看板（拠点施設において行う行事等の表示、案内等に係るものを除く。）、プラカード等を設置すること。
- (3) その他拠点施設の美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

- 2 統括管理者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。

(運営委員会)

第17条 拠点施設に、拠点施設の運営に関する重要事項を審議するため、吉田地区産官学連携推進拠点施設運営委員会（以下本条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括管理者
- (2) 産官学連携本部の教授 若干名
- (3) 関係部局の教授 若干名
- (4) 研究国際部長
- (5) その他統括管理者が必要と認める者 若干名

- 3 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、統括管理者が委嘱する。

- 4 委員会に委員長を置き、統括管理者をもって充てる。

- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。  
(事務)

第18条 拠点施設の管理運営に関する事務は、施設部管理課において処理する。  
(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、拠点施設の使用その他に関し必要な事項は、統括管理者が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項（平成19年6月28日総長）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の日の前日においてベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの施設を使用又は貸付を受けている者で、引き続き当該施設を使用又は貸付を受けることが予定されている者の取扱いに関し必要な事項は、産官学連携本部長が別に定める。

別表

施設使用料

区分	使用料(円)
実験室	2, 100
研究室	

備 考

- 1 上記表中の使用料は、施設の床面積 1 平方メートルあたりの 1 月の施設使用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに当該施設の床面積及び使用月数を乗じた金額を施設使用料とする。
- 2 使用許可期間中に 1 月未満の端数がある場合については、その月の日数を基礎として日割り計算により施設使用料を算出するものとする。なお、算出額に円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。
- 3 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した金額を施設使用料とする。